

## A stylized illustration of a white crane, likely a Japanese crane (tsurumaru), standing on a grey background. The crane has a long, thin neck, a long beak, and a small black cap on its head. Its wings are white with a large black patch on the underside. It has long, thin legs and three-toed feet. The crane is facing left. To the right of the crane, there is a vertical strip of grey background with a black outline of a crane's head and neck, and some Japanese text.

## ●ごみの分け方出し方

昨年度と同様の分別区分となり  
ますので、3月中旬に每户配布され  
る『ごみの分け方出し方』をご覧  
ください。また、昨年度、分別区  
分を変更した際に問い合わせの多  
かった内容や特に注意していただ  
きたい事項については、赤色で記  
載していますのでご覧ください。

●ごみの収集カレンダー

昨年度と同様の収集日程となります。ただし、プラスチック類の収集回数は昨年の6月から月2回になっていますので、3月中旬に毎戸配布される『ごみ収集カレンダー』をご覧ください。

## ● 集団回収の助成金について

町では、ごみの減量化を図るため資源としてリサイクル可能な古紙（ダンボール・新聞・雑誌・紙パック）、リターナブル容器（二升びん・ビールびん）、アルミ缶の回収を、町内会・子ども会の団体が集団回収を行って申請した場合には1kgあたり4円の助成金を交付しています。

平成25年4月からは、リサイクル率の向上と集団回収の推進を図るため、1 kgあたり6円の助成金を交付する予定となっていますので、地域の集団回収に協力しましょう。

■問い合わせ先

町民生活課 暮らしの窓口班  
(内線151)

▽下の2枚が今月中に毎戸配布されます。「ごみの分け方出し方」と「収集カレンダー」(A3サイズ)

## 平成25年度 鶴田町ごみ収集カレンダー

## 【4月～9月】

### 町内名

道庁、寺町、田中町、みどり町、あさひ町、新東町、仲町、本町、東新町、桜町、  
毎月第1水曜日・水曜日、文通町、関ノ内、相模町、鎌田町、鶴田、大生

収集日

鶴田ふたつ  
毎月第1水曜日・水曜日

鶴田ふたつ  
毎月第1水曜日

アサヒタウン  
毎月第1・3水曜日

みどりふたつ・アサヒタウン  
毎月第1・3水曜日

山崎・山崎東  
毎月第1・3水曜日

ただし、収集日及び12月31日から翌年1月9日まででは収集しません。詳しくはカレンダーをご覧ください。

### 4月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

(道庁・山崎東・みどり町)

### 5月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 |    |    |    |    |    |

(道庁・山崎東・みどり町)

### 6月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

(道庁・山崎東・みどり町)

### 7月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

(道庁・山崎東・みどり町)

### 8月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 |    |    |    |    |

(道庁・山崎東・みどり町)

### 9月

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

(道庁・山崎東・みどり町)

※4月～6月（有休日の場合）は、今年度より取り替えますので、**鶴田ふたつ**のみ拾出とご自身の都合によりご変更ください。鶴田ふたつ・鶴田ふたつ・アサヒタウンの3地区は、4月～6月の間に1回ずつの収集があります（有休日の場合）は、今年度より取り替えますので、**鶴田ふたつ**のみ拾出とご自身の都合によりご変更ください。

問い合わせ先 鶴田町建設衛生課 5-1の窓口 TEL 22-2111（内線15）

[illegible]

## 福祉タクシー利用 券の交付について

平成25年度鶴田町福祉タクシー利用券を左記の日程で交付します。交付対象者で希望される方は、役場窓口まで申請にお越しください。

●**交付対象者**

身体障害者手帳「1級」または  
愛護手帳「A」に該当する方

●**交付場所**

町民生活課 福祉支援班（町民生活課③番窓口）

● 交付期間および受付時間

3月18日(月)～22日(金)  
午前8時30分～午後5時

西北五税務関係団体協議会は、税知識の正しい理解と普及、納税義務の高揚を目的として、右の団体で構成されています。

- 五所川原商工会議所
- 西・つがる商工会連絡協議会
- 北五地域商工会ブロック会
- 東北税理士会五所川原支部

- 五所川原税務署管内  
青色申告会連合会
- 社団法人五所川原法人会
- 五所川原間税会

- 五彰会
- 北五小売酒販組合
- 鯨ヶ沢小売酒販組合
- 五所川原税務署管内  
農業青色申告会連合会

西北五稅務關係団体協議会

個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は4月1日（月）までです！

※20日（水）を除く

●持参するもの

認め印、身体障害者手帳または愛護手帳

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班  
(内線163)

4月から難病等の  
方々が障害福祉サ  
ービスの対象に

〈厚生労働省〉

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等(※)の受給が可能になります。

※障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具および地域生活支援。障害児については、障害児通所支援。

●対象者

対象疾患による障害がある方(130種類の疾患が対象になります。対象疾患のご確認は、

役場町民生活課福祉支援班  
TEL(22) 2111 内線164

●手続き

対象疾患に罹患(りかん)していることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証)持参の上、役場窓口(②・

③番)に支給を申請してください

い。

その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班  
(内線164)

国民年金保険料の  
案内を民間委託に

日本年金機構では、国民年金

保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請の手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

《平成25年2月から》

●ご案内させていただく民間事業者(弘前年金事務所管内)

(株)アイヴィジット

問い合わせ先

TEL 0120-185-056

(架電時番号表示および受電)

TEL 0120-756-133

(送付文書表示)

TEL 0120-967-444

(戸別訪問資料表示)

※その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

■問い合わせ先

弘前年金事務所 国民年金課  
TEL 0172(27) 1337

25年度協会けんぽ青  
森支部の健康保険料

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部では、県内の中小企業の従業員とそのご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

これまで医療費の増加、景気の低迷による保険料収入の減少等により、健康保険料率の引き上げをお願いしていましたが、平成25年度における当支部の健康保険

料率は現行の10.00%に据え置きになりました。(介護保険料も1.55%に据え置き)

協会けんぽは、引き続き加入者と事業主の皆さまの保険料負担軽減に向け、国庫補助率の引き上げ、高齢者医療制度の見直しなど国をはじめ関係方面に求めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

■問い合わせ先

全国健康保険協会 青森支部  
TEL 017(721) 2713



乳 幼 児  
健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月 日 4月10日(水)
- ・受 付 午後1時～1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成24年11月生
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月 日 4月10日(水)
- ・受 付 午後1時10分～1時20分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成24年5月生
- ・内 容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月 日 4月11日(木)
- ・受 付 午前9時20分～9時30分

- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成24年8月生
- ・内 容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けますので、事前に保健師まで連絡してください。

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班 (内線133)



タぐれ窓口

4月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 4月12日(金)、26日(金)
- 開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後5時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会(内線210・250)
- 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。4月の相談日は次のとおりです。

- 期 日 4月10日(水)
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場 所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室